小損害実損てん補特約が新設されました。

通常、損害共済金は加入割合に応じて支払われますが、この特約を付けていれば、**損害額が30万円以下の場合、損害額を共済金としてお支払い**することができます。

建物1棟の共済金額の合計(同じ責任期間の契約に限ります)が、1,000万円以上の場合のみ付すことができる特約となっています。

対象事故は、火災等及び自然災害(地震等は除きます)となります。

なお損害額が1万円に満たない場合は対象となりません。

火災共済に付帯すると 1,200 円、総合共済に付帯すると 3,970 円の掛金が加算 されます。

〈付すことができる例〉

- ① 火災共済 住宅 1,000 万円、家具類 500 万円、共済金額計 1,500 万円加入
- ② 火災共済 住宅 500 万円、家具類 500 万円、共済金額計 1,000 万円加入
- ③ 火災共済 倉庫 400 万円、収納農機具 800 万円、共済金額計 1,200 万円加入
- ※ 建物・家具類・収納農機具の共済金額の合計が 1,000 万円以上ですので、付すことができます。
- ④ 住宅 火災共済 500 万円、総合共済 500 万円、共済金額計 1,000 万円加入 ※同じ建物に火災共済、総合共済の両方に加入していて、共済金額の合計が 1,000 万円以上ですので付すことができます。
- ⑤ <責任期間7月31日~12ヶ月間>

火災保険 住宅(母屋)600万円、共済金額計600万円加入

<責任期間 同 >

火災共済 住宅(母屋) 100万円、家具類 400万円 共済金額計 500万円加入

※ 同じ責任期間で同じ建物の共済金額の合計が 1,000 万円以上ですので、付すことができます。 例では火災共済の加入ですが、どちらかが総合共済の加入であっても付すことができます。

〈付すことができない例〉

⑥ <責任期間7月31日~12ヶ月間>

火災保険 住宅(母屋) 600万円、共済金額計600万円加入

<責任期間

同

>

火災共済 住宅 (離家) 200 万円、家具類 300 万円 、共済金額計 500 万円加入 ※同じ責任期間ですが、加入した建物が異なるので付すことができません。

⑦<責任期間7月31日~12ヶ月間>

火災保険 住宅(母屋) 600万円、共済金額計600万円加入

<責任期間9月30日~12か月間 >

火災共済 住宅(母屋)400万円、共済金額計400万円加入

※ 同じ建物に1,000万円以上の共済金額ですが、責任期間が異なるために付すことができません。

〈損害の例〉

農家Aさん

再取得価額建物 1,500 万円、家具類 1,200 万円共済金額建物 500 万円、家具類 600 万円加入

⑧ 落雷で家具類 (テレビと DVD プレーヤー、パソコン) が損害を受け、損害額 15万円だった。

特約なし 15万円×600万円/1,200万円×80%=93,750円(損害共済金)

特約あり 損害額 15 万円 小損害実損てん補特約により 15 万円(損害共済金)

⑨ 台風の強風によって瓦が剥げ、損害額が25万円だった。

特約なし (25 万円-1 万円) ×500 万円/1,500 万円≒ 8 万円(損害共済金)

特約あり 損害額25万円 小損害実損てん補特約により25万円(損害共済金)

※ただし、損害額が30万円以上であっても通常に算出した損害共済金が30万円未満の場合は、 損害共済金は30万円をお支払します。

⑩ 竜巻が発生し、強風で家屋に損害を受け、損害額が40万円だった。

特約なし (40 万円-1 万円) ×500 万円/1,500 万円≒13 万円(損害共済金)

特約あり 損害額 40 万円>小損害限度額 30 万円

通常の損害共済金 13 万円<小損害限度額 30 万円

損害共済金 30 万円

※ 損害額は30万円以上ですが、通常に算出した損害共済金が小損害限度額30万円未満となりますので、損害共済金30万円のお支払いとなります。